

山間部における学童保育の運営とその特質

—N小学校学童保育「かなえば」を事例として—

石村 華代・石村 秀登*

Administration and its Characteristics of After-school Activities in the country:
After-school activities “Kanaeba” at N Elementary School

Kayo Ishimura, Hideto Ishimura

はじめに

近年、少子高齢化にともなう労働力人口の減少等の影響により、女性の就労を活性化させるという観点から、放課後児童クラブ（以下、適宜、「学童保育」¹とする。）が注目を集めている。第二次安倍晋三内閣は、2014（平成26）年8月に策定された「放課後子ども総合プラン」（以下「放課後プラン」とする。）のなかで、待機児童対策として、学童保育の定員を2019（平成31）年度までに新たに30万人拡充する方針を打ち出している。また、「放課後プラン」では、「全ての小学校区で、放課後児童クラブ及び放課後子供教室を一体的に又は連携して実施」することが目標とされている。

しかし、すべての小学校区に学童保育が設置されているわけではない。住んでいる小学校区内に学童保育がないところは小学校区数の約2割、3,653校区²も存在している。学童保育が設置されていないのは、おおむね、学童保育を廃止し全児童対策事業³を進めている一部の都市部小学校区及び小規模小学校区である。このうち、都市部小学校区の放課後対策については、すでにさまざまな議論が行われている⁴が、小規模小学校区については、児童数が少ないからか、あるいは問題があまり顕在化しないためか、忘れられ、取り残されたような状態にある。

また、放課後子供教室の設置率については、都道府県平均が45.1%、指定都市平均が91.1%、中核市平均が48.1%となっている⁵。このデータから、指定都市や中核市に比べて、それ以外の地域では、放課後子供教室の設置が進んでいないということが分かる。そこにはいくつかの事情が関連しているだろうが、とりわけ、地域の多様な人材を確保することが困難だということが一因だと思われる。例えば、「放課後プラン」で挙げられている「大学生や企業退職者、地域の高齢者、子育て・教育支援に関わるNPO、習い事や学習塾等の民間教育事業者、スポーツ・文化・芸術団体などの人材」のうち、交通の便の悪い山間部等で恒常的な参画者として期待できるのは、ほぼ「地域の高齢者」だけである。

「放課後プラン」のどちらの事業も、市町村に実施義務があるわけではない⁶ため、市町村はどちらの事業も行わないという判断をすることもできる。よって、小規模小学校区などについては、

どちらの事業も行われないケースもある。しかし、これらの事業が広く行き渡っていないという現状については等閑視され、「放課後プラン」では、あくまでも両事業の一体的あるいは連携した実施が目標とされている。このような状況では、放課後対策の状況について地域間格差が広がり、山間部等にある小規模小学校区⁷では、児童数の減少に拍車がかかるのではないかと予想される。というのも、とりわけ乳幼児児童のいる家庭は、学童保育等が設置された地域への居住を考えるからだ。つまり、人口の多い都市部で学童保育等が整備されればされるほど、都市部への人口流入が進む。逆に、人口の少ない山間部では、学童保育等が整備されていないことも一因となって、子育て家庭が居住を見送り、過疎化がいつそう急激に進むことになる。つまり、都市部に照準を合わせた「放課後プラン」では、過疎化をいつそう促進させることになり、地域間格差の問題にはマイナス要因となりかねないのである。

そもそも、学童保育の行政上の歴史は、「都市における児童の福祉の増進」を目的とした、旧厚生省による「都市児童健全育成事業」（1976～1991年）をひとつの起点としている。この事業が推進されるようになった背景には、都市部で人口や交通量が増加し児童に適切な遊び場が不足するようになったこと、核家族化や地域のつながりの希薄化が進行するなかで共働き家庭が孤立するようになったことなどがある。よって、この事業の対象はあくまで人口3万人以上の市町または特別区に限られていた。現在、学童保育は、児童福祉法第6条の3の2に根拠をもつ「放課後児童健全育成事業」として実施されており、事業の対象もすべての市町村に拡大している。しかし、放課後対策が「都市児童健全育成事業」として始められた経緯があるからか、都市部よりは三世代同居が多く放課後の子どもの面倒を見る家族が誰かいるはずだという想定がある⁸からか、山間部等では、学童保育に対する認知や理解がなかなか進まないという現状がある。

昨今、山間部等では、少子化と過疎化が進み、子どもたちの放課後の過ごし方についても、都市部とは異なる固有の状況や課題に直面している。しかし一方では、山間部等の学童保育では、都市部ではなかなか実現しづらい、広々とした空間や豊かな自然環境等を生かした実践が生まれる。学童保育実践は、その可能性を周囲の環境に大きく依存しているにもかかわらず、先行研究においては、管見の限りだが、山間部等の小規模学童保育に注目したものは見られない。そこで本研究では、学童保育の地域性を考慮に入れながら、2010年に開設された学童保育施設である「かなえば」の運営とその特質について述べていきたい。

1. 「かなえば」の概要

(1) N小学校について

N小学校は、熊本市中心部より約25キロ離れた中山間部に位置する、児童数100名未満の小学校である。近年、5つの小学校がここに統合されている。また、当該小学校は小規模特認校に指定されており、学区外の町内全域から子どもたちが通学している。よって、通学可能区域はかなり広く、通学にはスクールバスが利用されている。

山間部等では、過疎化が進行したことにより、近所に遊び仲間がないという問題が都市部以上に深刻化している。自宅から最も近い子どもの家に遊びに行くにも、徒歩や自転車では困難で、保護者等による送迎が必要になることもある。本研究で取り上げる小学校区においても、町内全域からの通学が可能だという事情もあり、友人宅まで遊びに行くのに車で1時間近くかかるとい

う場合もある。このような環境のもとでは、学校外での遊びを通して社会性やコミュニケーション能力をはぐくむ機会が限られてしまいがちになる。その点、学童保育にはいつも多くの子どもたちが集まっており、遊び仲間を見つけるのには絶好の環境である。山間部等では、孤立しがちな子どもたちが集う発達保障の場としても、学童保育は機能しているのである。

現行の児童福祉法では、学童保育の対象は「保護者が労働等により昼間家庭にいないもの」に限られている。都市部では、全児童対策事業のような「地域の子育て支援一般の事業に解消されてはならない」⁹という意味で、こうした対象者の制限には一定の意義がある。しかし、上述の状況からも分かるように、山間部等ではこのような条件を見直し、保護者の就労等の有無にかかわらず、すべての児童の発達が保障できるようなシステムを整えるべきだといえる。

なお、N小学校区には2010年3月まで学童保育は存在していなかった。筆者が長子の小学校入学を機に移住し、我が子を含む地域の子どもたちが活用できるようにと考え、当該小学校区に学童保育を設立した。

(2) 運営方法について

「かなえば」は、NPO法人「生活と教育」によって運営されている。「生活と教育」は、2009年1月に筆者らを中心として設立された法人であり、2014年9月現在、以下の事業を展開している。①学童保育事業、②児童を対象にした「生活体験塾」（月1回通算77回開催）¹⁰、③生涯学習支援のための「そだちば講座」、④「そだちば農場」での農業・農産物加工事業、⑤山鹿市人権教育事業¹¹、⑥さまざまな知識や経験を有する人の研究成果に学ぶための「そだちば研究会」事業。このうち、①については、2014年度よりT小学校「うさぎクラブ」の運営についても受託しているため、現在、2ヶ所の学童保育で活動を展開している。

これらの学童保育は、NPO法人によって運営されているため、年度の初めに、保護者に対して法人の活動の趣旨に対する理解を求め、保護者は全員、理事、正会員または賛助会員として活動に参画している。そもそも、学童保育の運営主体としては、地方公共団体、社会福祉協議会、地域運営委員会、父母会、法人（保育園等の社会福祉法人、幼稚園等の学校法人、保育園を除く社会福祉法人、NPO法人）、民間企業等がある¹²。そのうち、法人が学童保育を運営するメリットとしては、以下の内容が考えられる。

- ・公立公営の学童保育では、統一性や平等性を重視する地方行政の方針が最優先されるため、個々の地区や家庭の特性が考慮されにくく、保護者のニーズに細やかに対応しづらくなる。一方、法人が運営する場合には、より柔軟な対応が可能である。例えば、「かなえば」の場合には、山間部に位置するため、保護者の職場から学童保育までの距離がかなりある場合も多い。よって、平野部にある「うさぎクラブ」よりも閉所時間を30分遅らせている。
- ・父母会（あるいは一部の地域運営委員会）が運営する学童保育では、指導員の雇用、財務労務管理、施設の維持管理などについても、保護者が責任をもって行わなくてはならない。しかしながら、学童保育の保護者はみな就労者という事情もあり、どの家庭にも積極的に運営を引き受けるほどの余裕がないというケースが圧倒的に多い。そのため、役員の選出が円滑にいかず、運営に困難を抱えがちである。一方、法人が運営する学童保育では、指導員の雇用等、学童保育にかかわるすべての業務を法人の職員がおこなっている。法人の理事を引き受ける保護者もいるが、理事には財務上の責任等は発生しないし、年1回の総会等の場で法人の運営に関して助言をするのがその主な役割であるため、負担は比較的少ない。学童保育

運営の苦勞を指導員と保護者が共有できなくなるというデメリットはあるかもしれないが、保護者の「仕事と家庭との両立」を考慮した場合には、より現実的な運営形態だといえる。

- ・民間企業の場合には、法人に比べて営利性を重視するため、開設場所は、人口規模が大きく多様なニーズのある都市部にほぼ限定される。人口規模が少ない地方の場合には、公益性を重視する法人等による運営が適している。

(3) 開設場所について

学童保育の開設場所については、小学校の余裕教室、学校敷地内の専用施設、児童館、保育所、幼稚園、民家を借用したもの等がある。このうち、「かなえば」では、学期中の放課後には、小学校正門前の民家(筆者宅)を使用している。小学校から民家までは交通事故の危険性があるため、指導員が下校時間に子どもたちを迎えに行っている。この民家はもともと学童保育施設として使用できるように設計されているため、全国学童保育連絡協議会が設定する施設・設備の基準¹³にもおおむね適合している。地域の木材資源を活用して建てられており、子どもたちは素足で杉床の感触を味わうことができる。また、梁にロープをかけて作ったブランコや、ロープでしか上れない屋根裏部屋があり、それらは子どもたちの格好の遊び道具になっている。民家活用型のメリットとしては、家庭的な空間を形成しやすいこと、運営理念に合わせた環境整備がしやすいことが挙げられよう。

また、長期休暇中や学校の振り替え休業日等の一日学童日には、その民家から車で10分程度の場所にある旧小学校舎を活用している。教室、職員室、音楽室、図書室等が整備されているほか、家庭科室には調理台が4つあり、調理実習が行えるようになっている。また、グラウンドや体育館などの設備についても、許可を取れば使用することができる。終日子どもたちが室内にいない限り雨天日の過ごし方に苦慮する学童保育は多いが、広々とした旧小学校舎の場合、子どもたちは雨天時も室内で、走り回って遊んだり球技をしたりすることができる。

(4) 開設時間・開設日数について

7時30分～19時で開設している。よって、長期休暇中等は11時間30分の開設時間となる。また、早朝・延長保育も行っている。原則として早朝保育は7時から、延長保育は19時30分までだが、保護者のニーズに応じて柔軟に対応している。また、延長保育時に要望があれば、夕食を提供することもできる。

開設日は、日曜祝日・盆正月（8月13～15日、12月29日～1月3日）を除くすべてである。土曜日は開設し、「うさぎクラブ」に移動して保育を行っている。

(5) 入所児童について

まず、設立以来の在籍児童数の推移は以下の通りである。

【表1】在籍児童数の推移

	2010年度	2011年度	2012年度	2013年度	2014年度
N小学校の登録児童数	13	16	14	26	22
N小学校外の登録児童数	3	11	17	23	23

「かなえば」では、【表1】からも分かるように、長期休暇中は、他の小学校に通う児童など¹⁴も利用している。多少の増減はあるものの、16名（2010年度）から45名（2014年度）と、合計登録児童数がこの5年間で3倍近くになっていることが分かる。このうちN小学校の登録児童数の増加には、子育て家庭の転入も影響している。学童保育設立を一つのきっかけとして、もともとの地縁のない家庭や、地元出身で平野部に居住していた家庭も、子どもの小学校入学を機に、よりよい子育て環境を求めて移り住むようになっている。

学童保育は、現行の児童福祉法第6条の3の2に従えば、「小学校に就学しているおおむね10歳未満の児童であって、その保護者が労働等により昼間家庭にいないもの」を対象として行われるものである。現行法においても、「おおむね」という文言があるため、事情によっては高学年の児童を受け入れることができる。ただし、2012（平成24）年8月に改定され、2015（平成27）年4月に施行予定の同法では、「おおむね10歳未満」という年齢上の制約が除外されている。このように、年齢制限の法的規定については過渡期ということもあり、現在でも、地域によっては、「3年生まで」「4年生まで」などと、学童保育の対象学年を限定しているケースも見られる。

一方、「かなえば」の場合には、もともと児童数が少ないこともあり、開設当初から高学年も在籍している。確かに、高学年になると、低学年の児童とともに過ごすのをわずらわしいと感じたり、嫌がったりすることもある。しかし、学童保育にとっても、本人にとっても、高学年の利用者は必要不可欠である。例えば、一日学童日には班での活動が行われる。そのさい、班のメンバーの意見をまとめたり活動を主導したりするのは、たいてい高学年である。学童保育に長年通っている高学年の児童は、班での活動に慣れていて、調理などの手ぎわも抜群によい。よって指導員は、高学年の児童が班のメンバーに含まれていると、その児童に補助をしてもらいながら、活動を展開することができる。また、高学年の児童にとっては、班での活動は、学童保育などで養われた力を発揮する場となりうる。指導員や低学年の子どもたちから頼りにされることによって、彼らは、自らの居場所をそこに見つけ、自分の働きかけがえのなさを実感することができる¹⁵。一方、自宅で一日を過ごした場合には、高学年では安全面の不安材料は少なくなるが、家庭には保護者が不在であり、大人からの必要な支援を受けることも、周りから必要とされる経験を積むこともしづらくなるといえる¹⁶。

「かなえば」では、上述の通り、町内の他の小学校に通う児童も休暇中に利用している。N小学校の児童は、将来、町中心部の中学校に進学することとなる。一般に、小規模校から進学した児童は、より規模の大きい学校から進学してきた児童の勢力の大きさに圧倒され、初めのうちは孤立感を味わいがちになると言われる。「かなえば」を利用する児童の場合には、学童保育ですでに顔見知りの子どもたちと中学校で一緒になることがあるため、そのような感情が薄らぐことも期待される。

他にも、障害児保育を実施している。学校の教育活動においては、教育内容の違いなどから、障害児と健常児の交流が、限られたわずかな時間のなかで行われることが多い。一方、学童保育は生活をともにする場なので、障害児と健常児は一日中一緒に過ごすことになる。ジレンマや葛藤の場面も増えるが、両者にとってともに過ごすことは大きな学びとなりうる。

(6) 利用料について

現在の利用料は、全利用で月5,000円、週2日利用で月2,500円である。週2日利用を別に設けているのは、N小学校で3学年以上の児童を対象に、教員が指導する放課後部活動が週3日行わ

れているからである。他の経費としては、昼食代が一食あたり300円、おやつ代が一食あたり50円である。また、年度当初にNPOの正会員費5,000円ないし賛助会員費2,000円が必要となるが、年度を通じて考えてみると、利用料の全国平均(7,371円)¹⁷よりも安価だといえる。また、生活保護世帯および就学援助費受給対象世帯には、利用料の減額措置をおこない、すべての家庭の児童が学童保育を利用しやすいよう配慮している。このように、利用者の負担を抑えようと努力を重ねているが、学童保育に対する行政からの補助はまったく不十分であり、本法人の学童保育事業でも、指導員等の「善意と情熱」¹⁸に依存した経営が続いている。

(7) 指導員について

学童保育指導員には公的な資格が必須でないため、学童保育によっては資格要件をつけずに指導員を採用していることも多い。しかし「かなえば」では、指導員を募集するさいに、原則として「教員免許か保育士の資格を有する者」という条件を付けてきた。これまで勤務した指導員の資格については、小学校教員免許1名、中等教員免許4名(美術2名、英語1名、公民1名)、保育士2名である。免許の種類やこれまでの職業経験によって、身に付けた専門性や得意分野、ものの見方などが異なっている。このような多様性は、複数でチームワークを図りながら保育をする学童保育では、非常に有効に機能しうる。また、山間部等の学童保育では、意欲・能力等のある人材の確保がきわめて困難である。そのため、パートタイム労働者でも、短時間勤務の形態はとらず、8時間労働として日給を保障できるように工夫している。

指導員は、放課後は2名体制、1日学童時は4名体制である。学童保育では、その日の保育全体を主導する「全体」、障害のある子どもにつく「担当」、子どものニーズに応じて動く「フリー」という3つの役割分担をしながら、支援をおこなうことが多い¹⁹。本来は放課後にも常時、少なくとも3名体制で臨みたいところなのだが、経営上の問題で「全体」「担当」のみの日もある。その代わり、週に数日、学生アルバイトや知的障害のある指導員を「フリー」として加配している。

「フリー」の指導員は、全体に目配りをする必要が少ないぶん、子どもと存分に遊ぶことができるし、一人ひとりに丁寧に対応することができる。

このうち、学生アルバイトは、大学や専門学校で保育・教育職を志望し学んでいる者である。学生にとっては、学童保育でのアルバイトを通して、子どもと接し、大学等での学びを活用する機会が得られる。また、学童保育に対する理解を深める機会ともなる。一般に、学校教育の立場からは、小学校学習指導要領やその解説に学童保育との連携についての記述が見られないことから分かるように、学童保育の意義があまり認められていない。そのような現状を変革し、学校とは異なる目的や機能をもつ学童保育への理解を促進するためにも、「草の根」運動のようなかたちで学生の参画を推進していくことは重要である。他にも、中学生になった卒所生や高校生も、長期休暇中にはボランティアスタッフとして来所している。学童保育を拠点として、さまざまな特性をもつ人々、さまざまな世代の人々の交流が芽生えているといえる。

2. 「かなえば」の活動内容

ここでは、「かなえば」のデイリープログラムを紹介し、その活動内容を説明していく。まず、放課後のデイリープログラムは、時期等により異なっているためまとめにくい。【表2】の通り

である。

【表2】放課後のデイリープログラム

15:30	低学年下校（下校後、手洗い→おやつ→皿洗い→歯みがき→宿題） 水曜日のみ、中高学年も含めて一斉下校
16:20	中高学年下校（下校後、手洗い→おやつ→皿洗い→歯みがき→宿題） 〈全学年とも、宿題に取り組んだ後、自由遊び（水曜日のみ生活体験学習）〉
19:00	閉所（18時前後のお迎えが多い。）

水曜日のみ一斉下校となり、放課後にある程度まとまった時間が取れるので、毎週、生活体験学習をおこなっている。生活体験学習の内容としては、工作系の活動（竹の剣玉、スライムづくりなど季節を問わないものと、門松づくりなどの季節に応じたもの）、手芸系の活動（くるみボタン、ミサンガ、シュシュなどの制作）、科学実験系の活動（割れないシャボン玉、色が変わる水など、物質の性質を生かして行うもの）、音楽系の活動（民族楽器のワークショップ）、からだづくり系の活動（ゴム跳び、けいどろ、カポエイラ）、鑑賞系の活動（大道芸、読み聞かせ）、食育系の活動（おやつづくり、砂糖についての学習）、レクリエーション・ゲーム、行事（誕生会、遠足）などがある。なお、生活体験学習については、次章で詳述する。

学童保育の立場からすれば、放課後の生活体験学習や自由遊びを充実させたいのだが、2008（平成20）年改訂版学習指導要領で小学校の授業時数が増加したため、子どもの下校時刻が遅くなり²⁰、その時間を確保することが難しくなっている。また、宿題についても、全国的に学力向上への取組が盛んになっているからか²¹、家庭に帰ってから取り組んでも終わらないため、学童保育でもある程度は行うようにしている。かつて、学童保育は遊びと生活の場ということで、学校で出される宿題とは距離を取るという運営方針をとっていたところも多かったのだが、現状では、「学校教育による放課後生活への浸食」²²は進行している。

次に、一日学童日の典型的なデイリープログラムについては【表3】の通りである。

【表3】一日学童時のデイリープログラム

7:30	順次登所、登所後は自由遊び
9:00	宿題などの学習
10:00	自由遊び
11:00	班に分かれて昼食づくり、その後、昼食→後片付け→歯磨き
13:00	自由遊び
14:00	生活体験学習、レクリエーション、おやつ準備など、集団での活動
15:00	おやつ→皿洗い→歯磨き
16:00	班に分かれて清掃
16:30	自由遊び
19:00	閉所

一日学童時のデイリープログラムで特徴的なのは、班に分かれての活動が、昼食づくりと清掃の時間帯に設定されていることである。このうち、家庭科室を利用して行う昼食づくりについては、「かなえば」の大きな特色だと考えられるため、次章で取り上げたい。

3. 「かなえば」の特質

(1) 生活体験学習

上述の通り、ある程度まとまった時間が取りやすい日には、生活体験学習を行っている。工作系、手芸系、科学実験系、音楽系、からだづくり系、鑑賞系、食育系の活動、あるいはレクリエーションゲームや行事などであるが、ここでは、スタッフの得意分野を生かしながら、あらかじめ学習内容を計画し、道具や材料などを準備して実施している。

学校では、教育計画に従って、主として教科に区分された一定の内容を、決められた時間内で学ぶことが多い。それに対して学童保育は、放課後もしくは長期休暇中に子どもたちが過ごす場であり、それはすなわち、比較的自由的な雰囲気の中で子どもたちが生活を共にする場である。したがって、ここで行っている生活体験学習とは、衣食住を中心とした、私たちの基本的な生活に関わる身近な体験活動を行うことによって成り立つ学習である。学校での学習とは異なった形で学びの機会を提供しようというこの試みは、継続的な実施により、子どもたちのさまざまな力を伸ばしていくことに繋がっている。

例えば工作系の活動では、近くの竹山から切り出した竹を使い、箸やそうめんつゆ用お椀を作ったり、剣玉などの遊び道具を作ったりする。このような活動では、のこぎりやナイフ、研磨紙などを使わねばならないので、指導員は、刃物の扱い方、うまく切るための工夫、身体の使い方などを子どもたちと一緒に活動しながら教えていく。そして、段々と子どもたちは道具の扱いに慣れ、一人でもうまく道具を使いこなすようになっていく。もちろんこのような活動には怪我のリスクが伴い、慣れないうちは切り傷ができてしまうこともあるが、回数を重ねることで子どもたちの工作技術は格段に上達し、自分なりに納得のいく作品を仕上げるができるようになっていくのである。

このような竹を用いた活動のみでも分かるように、そもそも、さまざまな体験活動を取り入れるためには、それを可能にするための環境が必要である。「かなえば」では、豊かな森や水、多種多様な生物に囲まれた恵まれた環境があつてこそ、多くの体験活動を企画実施することができる。今や生活体験学習は「かなえば」の特徴をあらわすものとなり、特に長期休暇中のみ利用している他小学校児童の保護者は、さまざまな生活体験学習が実施されていることを高く評価していると思われる。

(2) 食に関する活動

かなえばの生活体験学習の中でも特に力を入れているのは、食に関わる活動である。平日放課後のおやつのおやつの多くは、なるべく身近でその時期にふさわしい食材を選び、スタッフが手づくりで提供している。子どもたちは、毎日、今日はどうのおやつなのか楽しみにしながら下校し、賑やかなおやつタイムが始まる。このおやつは何からできているか、好きか嫌いか、誰が作ったのか、今度はどんなおやつがよいか、などの話題で盛り上がり、時にはおやつの出来映えに点数

を付け、おやつ批評を始めてしまう。おそらく、パターンが決まっている市販の袋菓子ではこのような場面に出くわすことはないだろう。手づくりのおやつには、規格化商品化されていない意外性の要素が含まれており、食べてみるまでの期待感を高め、子どもたちの食に対する関心を広げていくことができるのである。もちろんおやつの内容は、栄養バランスや分量、当日の給食との相性などを考慮して決め、健康に配慮したものとなるように心がけている。

さらに、長期休暇中など学校休業日の場合には、昼食やおやつを子どもたち自身が作るようにしている。一般的には、一日学童の日は弁当持参の所が多いが、「かなえば」は廃校となった旧小学校舎を活用しているので、その家庭科室を生かして昼食づくりやおやつづくりを行う。栄養バランス、作りやすさ、バラエティの豊かさ、旬の食材などを考え、あらかじめ1週間分の献立を計画して準備する。

児童は、昼食づくりを午前11時頃から約1時間かけて行う。参加児童の人数や学年構成などを考慮して3～4グループをつくり、板書された作り方の指示に従って、グループのリーダーを中心に自分たちで役割分担をして作る。野菜を洗って切ったりするところから味付けまで、ほぼ児童だけで作るようにしているため、低学年で調理具がうまく使えない児童には、上の学年の児童と一緒に手伝ったり、簡単にできそうな仕事を指示したりしながら、協力して行っている。グループによって出来映えが異なったり、時には失敗することもあるが、互いにそれを補い合いながら完成へと導いていくことで、充実感が高まるのである。そのため、残食はあまりなく、おかわりしてたくさん食べる児童が多い。お皿や箸など使用する食器類は各々決めているため、食後はそれを自分で洗って拭き、自分で片付ける。

また、食材は、近隣の生産者からのものを中心に、良質で信頼できるものを可能な限り扱っている。なかでも野菜などは、子どもたちと一緒に旧校舎校庭周辺で育てている無農薬のものを収穫して使用している。現代社会では、自分の食べているものがどこからやってきてどのように加工されているのかといった、食を取り巻く姿が一般的な人々の目から見えにくくなっているが²³、「かなえば」での食事づくりは、作って食べるのみならず、作る前の段階である食材の生産や加工をも視野に入れた、幅の広い活動であることが特徴なのである。子どもたちは、自分たちでとってきた野菜をそのまま使ったり、どこの誰が作ったかはっきりしている食材を使って料理をしたりするなかで、食が周りの人々の生産活動や互いに協力して調理する活動に支えられていることを、身をもって学んでいくことができるのである。

(3) スタッフの多様性

知的障害のある指導員を加配しているのは、「かなえば」の際だった特徴だといえる。彼には軽度の知的障害があり、全体を見通して最適な判断をしたりすることは難しいが、子どもが好きで、学童保育の仕事にやりがいを感じている。そのため、「かなえば」の子どもたちには大変人気があり、信頼を寄せられている。また、地元出身ということもあり、山間部の仕事や遊び（例えば、竹の加工、畑作業、昆虫採集など）には長けている。よって、他の指導員が彼の特性について十分配慮していれば、彼は自らの長所を生かしながら、補助指導員として働くことができる。

学童保育の世界では、指導員の仕事が高い専門性を要するのにもかかわらず、その地位や待遇が不十分だということもあって、「学童保育士」²⁴の認定など、その専門性について広く社会に周知させようとする取組が盛んに行われている。確かに、指導員の仕事は他の教育・保育職と同様に専門的であり、このような取組には大きな意義があるだろう。しかし、教員などと対等の専門

性を認めてもらうことだけを軸にした議論では不十分でないかと、我々は考えている。

学童保育は子どもたちの生活の場である。しかも、家庭を中心にした現実の生活を模倣するのではなく、あるべき生活のかたちを提示し実現する場である。そして、この生活のかたちには、当然、障害のある人とそうでない人とが共生するというノーマライゼーションの理念も含まれているべきである。そのように考えた場合、障害のある大人との共生が学童保育において図れることは、子ども期の生活体験としても貴重である。

また、この貴重さは、学校教育との対比において、よりいっそう鮮明となる。学校教育では、ティームティーチングが一部で採用されているが、基本的に単独で児童生徒を指導することが多い。一方、学童保育では、たえず複数の指導員が連携協力しながら活動を展開しているため、指導員は各人の「強み」を生かし、また「弱み」を補いながら、子どもたちの支援をすることができる。さらに、知識の教授をその活動の中心とする学校教育では、子どもと知的障害のある大人が日常的に関わる機会ほとんどないと言ってよい。しかし遊びと生活の場である学童保育では、このような機会を創出しうるのである。よって、学童保育指導員のシステムについては、専門性だけでなく「共生性」という観点からも整備が図られるのが望ましいだろう。

(4) 習い事

過疎化の進行により中山間地では近所に遊び仲間がないという問題は、1章で述べた。「かなえば」では、多くの児童が集ってその問題の解消に貢献しているが、加えて特徴的なのは、その場を生かして、いわゆる習い事ができるようにしていることである。近年は都市部において、放課後児童サービスの多様化が見られ、民営で展開される学童保育の中には、学習塾機能を持たせたり、習い事を実施したり、さまざまな講座プログラムを実施したりする所も存在する²⁵。それは、付加的な教育サービスを充実させることで公営などの他の学童保育との差異化を図り、比較的高額な利用料で利用してもらおうとするものである。そもそも、都市部では近くに多くの習い事の場所があって学習機会に恵まれているが、山間部では近隣にそのような場所がなく、都市部まで送迎できる家庭の子どものみが学習機会を得るといった状況が生じている。したがって、児童が集う場である学童保育での習い事は、山間部においては大変貴重な学習機会なのである。現在「かなえば」では、ピアノ、絵画、バイオリンの各講師と法人が実施の曜日と時間帯を話し合っ て決め、各講師が自分の教室を開き、「かなえば」利用児童の中で希望する者が学童保育時間中に別部屋でそれに参加するという形式をとっている。このように、「かなえば」は、山間部で行われているからこそ、学童保育にさまざまな社会教育的機能が付加された、いわば生涯学習の拠点に発展する可能性も秘めているのである。

おわりに

本稿では、山間部で展開している学童保育「かなえば」の概要を示して実態を描き、生活体験学習、食に関する活動、スタッフの多様性、習い事の4点を挙げることで、この学童保育の特質を明らかにした。この4点に含まれる特質は、人数規模、自然環境、利用者の家族構成や住環境、学校環境など、都市部でニーズが高まっている学童保育とは異なった背景をもっている山間部特有の状況があるからこそ保持される。同時にこの特質は、山間部の学童保育の存在意義を際立

たせ、その可能性をも示しているように思われる。今後は、この学童保育で実際に行われている具体的な活動場面を取り上げ、子どもたちの生活にとってそれがどのような意味をもつのかを明らかにしていきたい。

山間部での児童の暮らしに応じて、児童のよりよい生活環境を継続的に整えていくことは、今後の学童保育の在り方を探る上で重要な視点となるばかりでなく、全体として我々がこれまでそれを望んできた、そして人口減少社会においてなおいっそうそこに向かいつつある都市部集中型の生活を、改めて考えてみるきっかけにもなりうる。そのような再考に寄与することができる充実した実践を、今後も積み重ねていきたい。

注

1. 「放課後児童クラブ」は厚生労働省等の文書で使用される言葉である。それに対して、「学童保育」は保護者や指導員等による運動のなかで生まれたものである。後者が一般にもより広く浸透しており、また、著作や論文等の先行文献でも後者が使用されることが通例のため、本研究でも後者の呼称を使用することとする。
2. 全国学童保育連絡協議会の調査による、2013年5月1日現在のデータ。
3. 全児童対策事業とは、学校の施設を活用して、放課後等に子どもの安全な居場所を提供する事業である。この事業は、学童保育とは異なってすべての児童を対象にしている点に特徴があり、都市部を中心に導入されている。
4. 例えば、下浦忠治『放課後の居場所を考える』、岩波ブックレット、2007年、などを参照。
5. manabi-mirai.mext.go.jp/assets/files/.../houkoku_2011.pdf
6. 学童保育については、児童福祉法第21条の10で、市町村に対して利用促進に関する努力義務が課せられている。
7. 本研究では、小規模小学校区の学童保育のうち、山間部など自然環境の豊かな過疎地域（あるいはそれに準ずる地域）に所在するものを対象として扱うこととする。都心部にも小規模小学校区の学童保育は見られるが、これに関しては本研究の対象外とする。
8. 例えば農村部では「近くの田畑に祖父母など家族の誰かがいるだろう」という想定から、学童保育の必要性が認識されないことがある。しかしながら、農作業をする大人が、家にいる子どもの様子にも目を配っているとは限らない。近年は、農村部でも一家族あたりのきょうだい数の減少、地域の児童数の減少により、学童保育に通わない子どもは、放課後に孤立して室内で過ごしがちである。
9. 二宮厚美「福祉国家における学童保育の発展」、日本学童保育学会編、『現代日本の学童保育』、旬報社、2012年、p. 28。
10. 詳しくは、石村秀登・石村華代「生活体験からの学習－『自然の里』体験塾の試み』、『九州教育学会研究紀要』第36巻、2008年、pp. 215-223. を参照。なお、この事業は途中で「自然の里」体験塾から「生活体験塾」へと改称されている。
11. この活動内容については、石村秀登「人権学習における体験的活動の意義について－熊本県山鹿市の実践から－」、『熊本県立大学文学部紀要』第20巻通巻第73号、2014年、pp. 1-12. を参照。
12. 全国学童保育連絡協議会編集『改訂版学童保育ハンドブック』、ぎょうせい、2013年、p. 16。
13. 全国学童保育連絡協議会編集、上掲書、p. 87。
14. 他の小学校の児童には、市町村内の児童と市町村外の児童がいる。学童保育は市町村からの委託事業であるため、市町村外の児童は学童保育を利用できない。しかし、市町村外からの利用希望もあるため、現在、利用料等の規定を別に設け「一時保育事業」を行い、市町村外児童も別枠で受け入れられるようにしている。
15. 内山節は、フランスの農村で出会った子どもと日本の子どもを比較して考察を加えている。それによれば、フランスの農村部の子どもは、自分の仕事をもち働くことで、村のなかで有意義な存在であるという誇りや安心感を持ち得ているという。一方で、内山は、現代日本の子どもは「自分がいなくても何も困らない社会」に生きており、それが生きづらさへとつながっていると述べている。「かなえば」では、高学年のみならずすべての児童が、仕事を通じて自己の存在のかけがえのなさを実感できるよう心がけている。内山節『子どもたちの時間』、岩波書店、1996年、を参照。

16. 高学年の児童が学童保育に通うことの意義や課題については、今後、別稿にて詳細な検討を行いたい。
17. 2012年全国学童保育連絡協議会調査 (<http://www2s.biglobe.ne.jp/Gakudou/2014kasyosuu.pdf>) を参照。
18. 全国学童保育連絡協議会編集、上掲書、p. 62。
19. 三好正彦『連携と協働の学童保育論』、解放出版社、2012年、pp. 40-41。
20. 二宮衆一「子どもたちの放課後生活の現状と学童保育」、学童保育指導員専門性研究会編『学童保育研究11』、かもがわ出版、2010年、pp. 15-16。
21. 永田都「同じ子どもにかかわる者同士ー学童保育は子どもたちの最後の砦ー」、学童保育指導員専門性研究会編『学童保育研究11』、かもがわ出版、2010年、を参照。ここで、小学校教員である永田は、全国学力学習状況調査などの影響で学校教育がより競争主義的な方向へと変容していることを指摘している。
22. 二宮衆一、前掲論文、p. 16。
23. 石村秀登・石村華代、前掲論文、pp. 219-220、を参照。
24. NPO法人学童保育指導員協会が認定する資格であるが、現時点では、一般に普及しているとはいえない。
25. 例えば、朝日新聞西部本社朝刊記事、2014年9月22日付、を参照。「学童保育民間が新風」と題し、手厚いサービスなどの付加価値をつけてニーズに応える民間の学童保育が紹介されている。この記事によれば、都市部では、夜遅くまでの預かりや送迎、夕食、学習塾や英会話教室などを行う学童保育があり、利用料は公設施設の数倍になるという。

※石村秀登 熊本県立大学文学部准教授（専門：教育学）